

特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き（案）

本手引きは、特定接種（公務員）の報告要領（健発●第●号平成 28 年●月●日付け厚生労働省健康局長通知。以下「報告要領」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員の所属機関等（公務員の所属機関及び公務員同様事務を行う事業者（行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人並びに外部事業者の従業者について登録申請を行う国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いる略語（例えば、「公務員」など。）については、報告要領において定義している場合があるので、登録申請書に入力するに当たっては、本手引きと併せて報告要領も参照されたい。さらに、本手引きの別添 2 として入力例を示したので参照されたい。

また、区分 3 の公務員の報告に係る登録申請書の入力に関しては、特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き（平成 28 年 1 月 6 日付け厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡）及び特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き（平成 28 年 1 月 6 日付け厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡）を参照されたい。

1 報告等までの流れ

管理システム上で、下記の方法に従い、報告等を行うこと。別添 3 に報告等までの流れを図示したので参照されたい。

- ① 下記のリンクにアクセスし、ログイン画面を表示する。
http://○○○○○○○○○○○○○○○○
- ② ログイン画面において、「初めての方へ」をクリックする。E-mail アドレスを入力し「送信」ボタンをクリックすると、入力した E-mail アドレスに登録申請画面の URL 及び一括アップロードに必要な Excel シート（4 の「リストのアップロード」を参照）の URL が送信される。
- ③ 送信された URL にアクセスすると登録申請画面が表示されるので、2 以降に従い、登録申請書に必要事項を入力し、「確認画面へ」をクリックする。
- ④ 確認画面において「送信」をクリックすると、報告等が完了し、3 の申請者情報に入力した E-mail アドレスにログイン ID（②で入力した E-mail アドレス）及びパスワードが送信される。

報告等の完了後、登録申請書の内容を確認する場合や担当府省庁（報告要領別添 1 の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）又は内閣官房の疑義照会（ただし、内閣官房の疑義照会については、報告等を行う公務員の所属機関等と担当府省庁が同一の場合に限る。以下同じ。）により登録申請書の内容を修正する場合は、①のリンクからログイン画面を表示し、ロ

グインID及びパスワードを入力しログインすると登録申請画面が表示される。

なお、パスワードは変更及び再発行が可能である。パスワードの変更及び再発行については、別添3を参照されたい。

2 申請者（公務員の所属機関等）の設立主体

国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人の場合は②国、都道府県、市区町村をリストの中から選択すること。行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①を選択すること。

なお、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人が開設する機関（以下「公設機関」という。）であって、指定管理者制度等を利用して外部事業者管理又は運営を包括的に代行させている場合は、外部事業者の従業者は公務員の身分を有していないため、②を選択した上で、登録対象業務の従業者数のすべてを外部事業者の従業者として登録申請すること。

3 申請者（公務員の所属機関等）情報

（虚偽の申請）

登録申請書の入力内容に偽りがないことについて、チェック項目にチェックすること。

（設立区分）

公務員の所属機関等の設立主体に応じ①国、②都道府県、③市区町村をリストの中から選択すること。また、行政執行法人については①国、特定地方独立行政法人についてはその設立団体に②都道府県又は③市区町村を選択すること。

なお、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については、入力不要である。

（事業者名）

公務員の所属機関等の名称（府省庁名、衆議院、参議院、最高裁判所、地方公共団体名、独立行政法人名又は地方独立行政法人名）を入力する。略語は用いずに正式名称を入力すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、途中でスペースは空けないこと。

（代表者氏名）

公務員の所属機関等の代表者名を入力する（各府省庁の長、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、都道府県知事、市区町村長、理事長等）。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて入力し、氏名の間にスペースは不要であること。

（郵便番号及び所在地）

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

(例) 〒470-3231⇒4703231、〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番地3号 〇〇ビル4階

(電話番号及びFAX 番号)

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

(例) TEL:03-1111-2222⇒0311112222

(E-mail アドレス)

1②で入力したE-mail アドレスが自動入力されているので、変更が必要な場合は、半角英数字を用いて入力すること。

なお、報告等の完了の連絡や担当府省庁又は内閣官房による疑義照会の連絡、また、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該公務員の所属機関等における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを入力すること。

(備考欄1)

本項目については、入力する必要はない。

(備考欄2) (公設機関の開設者のみ必要に応じて入力)

公設機関が、4(3)において、外部事業者の登録対象業務の従業者数を登録申請する場合は、産業医を選任している旨及び業務継続計画を作成している旨を入力すること。

なお、行政執行法人及び特定地方独立行政法人以外の独立行政法人及び地方独立行政法人にあっては、「産業医の選任の有無」欄及び「業務継続計画の有無」欄に入力すること。

4 事業所情報

各事業所について、下記の(1)から(4)までに示す事項を入力する。なお、複数の事業所を有している場合は、「追加登録」をクリックして、報告要領別添1の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する者が所属するすべての事業所について、同様に(1)から(4)までに示す事項を入力すること。

(リストのアップロード)

複数の事業所を所有する場合、Excel シートに必要事項を入力してアップロードすることで、一括して全事業所情報を入力することもできる。なお、Excel シートは、1②で送信されたメ

ール内の URL にアクセスするとダウンロードすることが可能である。

(1) 事業所情報

(事業所名)

施設名等を入力する。

全角文字を用いて入力すること。

(例) ○○事業所、○○局

(郵便番号及び所在地)

郵便番号欄に7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。事業所を1つしか有しない場合は、申請者情報で入力した所在地を入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

(例) 〒470-3231⇒4703231、○○県○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(電話番号及びFAX番号)

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) TEL:03-1111-2222⇒0311112222

(E-mailアドレス)

半角英数字を用いて入力すること。E-mailアドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

(申請事業者の全従業者数)

本項目については、入力する必要はない。

(2) 事業の種類情報

(事業の種類)

事業の種類について、報告要領別添1の表の「特定接種の対象となり得る職務」の中から該当する職務をリストの中から選択すること。

(事業の種類の細目①)

事業の種類の細目①について、報告要領別添1の表の「職種」の中から該当する職種をリストの中から選択すること。

(事業の種類細目②)

事業の種類細目②については、「未選択」を選択すること。

(複数の事業の種類入力)

当該事業所で報告要領別添 1 の表の「特定接種の対象となり得る職務」及び「職種」のうち、上記で入力した職務又は職種以外の者がいる場合は、「追加登録」をクリックして、該当するすべての職務及び職種について、当該職務名、職種名及び登録対象業務の従業者数を入力すること。なお、登録対象業務の従業者数の入力については、(3) を参照されたい。

(3) 各事業の種類ごとにおける登録対象業務の従業者数

(登録対象業務の従業者数)

登録対象業務の従業者数については、別添 1 の「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項に基づき、

- ・「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」欄に、公務員の所属機関等に所属する登録対象業務の従業者数（報告対象者数）
- ・「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」欄に、外部事業者に所属する登録対象業務の従業者数

を半角数字を用いて入力すること。常勤換算は不要である。

なお、「登録対象業務の従業者数」欄については、「うち申請事業者の登録対象業務の従業者数」と「うち外部事業者の登録対象業務の従業者数」を合計した人数が自動挿入されるため、入力不要である。

(入力例)

以下の例にならい、入力すること。

① 外部事業者を活用していない場合

- ・登録対象業務の従業者数：A 人
- ・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：A 人
- ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：0 人

② 外部事業者を活用している場合（外部事業者の従業者が従事している場合）

- ・登録対象業務の従業者数：B+C 人
- ・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：B 人
- ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：C 人

③ 指定管理者制度等を活用している場合（登録対象業務の従業者がすべて外部事業者の従業者である場合）

- ・登録対象業務の従業者数：D 人
- ・うち申請事業者（公務員の所属機関等）の登録対象業務の従業者数：0 人

- ・うち外部事業者の登録対象業務の従業者数：D 人

(備考欄)

本項目については、入力する必要はない。

(4) 接種実施医療機関情報

当該事業所において接種実施医療機関を確保の上、下記の事項を入力する。

なお、自機関内の病院又は診療所を接種実施医療機関として確保する場合を除き、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。報告要領別添 3 のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

(医療機関名)

接種実施医療機関名を全角文字を用いて入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。

(例) ○○病院

(郵便番号及び所在地)

郵便番号欄に 7 桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、都道府県名及び市区町村名が自動付与されるので、町名以下を全角文字で入力すること。開設届、医療機関と取り交わした覚書等と一致させること。また、建物名がある場合は省略せずに入力すること。

なお、郵便番号を入力しても自動付与されない場合は、都道府県名及び市区町村名をリストから選択して入力する。

(例) 〒470-3231⇒4703231、○○県○○市○○町 1 丁目 2 番地 3 号 ○○ビル 4 階

(電話番号及び FAX 番号)

半角数字で市外局番から入力すること。ハイフン及び括弧は用いない。なお、FAX がない場合は、空欄で差し支えない。

(例) TEL:03-1111-2222⇒0311112222

(E-mail アドレス)

半角英数字を用いて入力すること。E-mail アドレスがない場合は、空欄で差し支えない。

別添 1：「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項

別添 2：登録申請書の入力例

別添 3：特定接種管理システムにおける報告等の方法

「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項

ガイドラインの別添に示す区分 1 及び区分 2 の公務員の特定接種の対象となり得る職務及び職種ごとにおける「登録対象業務の従業者数」の入力の基準及び留意事項は、以下の表のとおりとする。

公務員の所属機関等は、以下の表の「入力の基準」及び「入力の留意事項」に基づき、同表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員（公務員同様事務を行う事業者の登録対象者を含む。）の人数を「登録対象業務の従業者数」として登録申請書に入力し、厚生労働省に報告等を行うこととする。

この場合において、報告等を行う者が同表の他の「特定接種の対象となり得る職務」及び「職種」に該当する者を有する場合には、該当者が重複しないように入力することとする。該当者が重複する場合の例及び入力方法を同表の「入力の留意事項」に示す。

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
政府対策本部の 意思決定、総合 調整等に関する 事務	政府対策本部員	第 8 回新型インフルエンザ等対策有識者 会議（平成 25 年 4 月 16 日開催）資料「公 務員の特定接種対象者について」（対象者 数の算定根拠を含む。以下「有識者会議 資料」という。）に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の 事務	政府対策本部事務 局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府が行う意思 決定・重要政策 の企画立案にか かわる業務、閣 議関係事務	内閣官房職員（官 邸・閣議関係職員）	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する官邸職員及び内閣総 務官室職員の人数を入力する。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
政府対策本部の 意思決定に必要 な専門的知見の 提供	基本的対処方針等 諮問委員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	内閣官房において報告等を行う。	内閣官房
各府省庁の意思 決定・総合調整 に関する事務 （秘書業務を含 む。）	各府省庁政務 三役（大臣・副 大臣・大臣政務 官） 秘書官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する政務三役及び秘書官 （事務取扱）の人数を入力する。	各府省庁において報告等を行う。	各府省庁
各府省庁の新型 インフルエンザ 等対策の中核を 担う本部事務	各府省庁対策本部 構成員 各府省庁対策幹事 会構成員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務 及び職種に該当する者の人数を入力す る。	各府省庁において報告等を行う。 海上保安庁及び防衛省について は、それぞれ「海上保安官」又は 「防衛省職員」に含まれるため、 本職種においては入力しない。	各府省庁

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力基準	入力の留意事項	担当府省庁
※具体的な本部 事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型コロナウイルス等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部事務局担当者		「各府省庁政務三役」と重複する場合は、同職種において該当者数を入力するため、本職種には入力しない。	
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時において、接種対象者を発生国及び近隣国の在外公館職員に限ることとする。	外務省において報告等を行う。	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
	動物検疫所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	農林水産省において報告等を行う。	農林水産省
	入国管理局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
	税関職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	財務省において報告等を行う。	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	厚生労働省において報告等を行う。	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政）	内閣法制局職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	内閣法制局において報告等を行う。	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	法、条例、都道府県行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必	都道府県において報告等を行う。「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を	内閣官房

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
		要な確認・調整が行われるものとする。	入力するため、本職種においては入力しない。 「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者のうち、都道府県対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	都道府県において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」又は「保健所職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「警察職員」に該当する者については、同職種において警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「都道府県の航空消防隊」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	法、条例、市町村行動計画等により、左記の職務及び職種に該当することが予定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	市町村（特別区を含む。以下同じ。）において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめ	内閣官房

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
			て同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	
市町村対策本部 の事務	市町村対策本部事 務局職員	左記の職務及び職種に該当する者のうち、市町村対策本部事務局業務に専従することが、内部規程等により定められている者又は定めはないが具体的に想定されている者の人数を入力する。なお、入力人数が過大となっている場合は、必要な確認・調整が行われるものとする。	市町村において報告等を行う。 「地方衛生研究所職員」、「保健所職員」、「市町村保健師」又は「市町村保健センター職員」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。 「消防職員」、「消防団員」又は「救急搬送事務に従事する職員」に該当する者については、これらの職種において消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に報告等を行うため、本職種においては入力しない。	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性 状解析、抗原解 析、遺伝子解析、 発生流行状況の 把握	地方衛生研究所職 員	左記の職務及び職種に該当する衛生系職 員の人数を入力する。 【調整中】	都道府県又は市（特別区を含む。） において報告等を行う。	厚生労働省
住民への予防接 種、帰国者・接 触者外来の運 営、疫学的調査、 検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センタ ー職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数 を入力する。 【調整中】	都道府県又は市町村において報 告等を行う。 住民への予防接種を外部の医療 関係者に委託する場合の当該受 託者は、本職種には該当しない。	厚生労働省
新型インフルエ ンザ等対策に必 要な法律の制 定・改正、予算 の議決、国会報 告に係る審議 （秘書業務を含 む。）	国会議員 国会議員公設秘書 （政策担当秘書、 公設第一秘書、公 設第二秘書）	左記の職務及び職種に該当する者の人数 を入力する。ただし、特定接種実施時に 接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告 等を行う。	内閣官房
新型インフルエ ンザ等対策に必 要な都道府県、 市町村の予算の 議決、議会への 報告	地方議会議員	左記の職務及び職種に該当する者の人数 を入力する。ただし、特定接種実施時に 接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報 告等を行う。	内閣官房
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数 を入力する。ただし、特定接種実施時に	衆議院又は参議院において報告 等を行う。	内閣官房

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
		接種対象者を判断する。		
地方議会の運営	地方議会関係職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	都道府県又は市町村において報告等を行う。	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、特定接種実施時に接種対象者を判断する。	衆議院又は参議院において報告等を行う。	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	最高裁判所が取りまとめて同裁判所において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	法務省において報告等を行う。	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	警察庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。 【調整中】 事業所情報の備考欄に、登録対象業務の従業者数の国家公務員又は地方公務員の内訳を入力する。 「各府省庁対策本部構成員」、「各府省庁対策本部幹事会構成員」又は「各府省庁対策本部事務局担当者」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている）	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	消防庁が取りまとめて同庁において厚生労働省に該当者数の全部に係る報告等を行う。 【調整中】	消防庁

特定接種の対象 となり得る職務	職種	入力の基準	入力の留意事項	担当府省庁
	る職員に限る。)			
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。	海上保安庁において報告等を行う。	海上保安庁
防衛医科大学学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	有識者会議資料に基づいて、左記の職務及び職種に該当する者の人数を入力する。ただし、防衛医科大学学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療に従事する防衛省職員を除き、特定接種実施時に接種対象者を判断することとする。	防衛省において報告等を行う。	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	左記の職務及び職種に該当する者として、以下に該当する内閣官房職員的人数を入力する。 ・官邸連絡室及び官邸対策室を構成する内閣官房職員 ・国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第9条第2号に規定する職員のうち、課長級以上の内閣官房職員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付において報告等を行う。	内閣官房
	各府省庁職員	左記の職務及び職種に該当する者として、以下に該当する各府省庁職員的人数を入力する。 ・緊急参集チームの基準に定める各府省庁職員 ・同施行令第9条第2号に規定する職員のうち、課長級以上の各府省庁職員	各府省庁において報告等を行う。 「各府省庁対策本部構成員」、「各府省庁対策本部幹事会構成員」又は「各府省庁対策本部事務局担当者」と重複する場合は、これらの職種において該当者数を入力するため、本職種においては入力しない。	各府省庁

- ※ 1 「入力 of 留意事項」に示す該当者が重複する場合は例であり、これ以外にも該当者が重複する場合はあり得る。
- ※ 2 独立行政法人及び地方独立行政法人が該当者を有する場合には、当該独立行政法人及び地方独立行政法人において報告等を行う。

登録申請書の入力例(民間)

別添2

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体	
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。	国、地方公共団体、行政 執行法人及び特定地方 独立行政法人以外の場 合は、「民間」を選択して 下さい。
☒ 民間 ☐ 国、都道府県、市区町村	

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書		
厚生労働大臣 殿 ※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には産後の記載はありません。		
申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名 ※ 事業者名(ふりがな) ※ 代表者氏名 ※ 代表者氏名(ふりがな) ※ 郵便番号 ※ 所在地(都道府県) ※ 所在地(市区町村) ※ 所在地(町名以下) ※ 電話番号 ※ FAX番号 ※ E-mailアドレス ※ 産業医の選任の有無 ※ 業務継続計画の有無 備考1 備考2	法人名を入力して下さい。 7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。 市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないでください。 E-mailアドレスは自動入力されているので、変更が必要な場合は半角英数字で入力すること。 産業医の選任をしている場合は「有」にチェックして下さい。 業務継続計画を作成している場合は「有」にチェックして下さい。 入力不要
	検索	
	test-tokutei@mh1w.go.jp	
	有 無	
	有 無	
	次へ	
	クリア	

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード [参照...](#)
 こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
申請事業者の全従業員		

事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

入力不要

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

接種実施医療機関情報	※医療機関名	病院
	※医療機関名(ふりがな)	びょういん
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916 検索
	※所在地(都道府県)	東京都
	※所在地(市区町村)	千代田区
	※所在地(町名以下)	顔が関1丁目2-2
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	000000
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
備考		

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

[確認画面へ](#)

[クリア](#)

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

登録申請書の入力例(国、都道府県、市区町村)

別添2

1. 申請者の設立主体の選択

申請者の設立主体
申請者の設立主体を選択してください。 ※「民間」を選択すると、登録事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。
☐ 民間 ☒ 国、都道府県、市区町村

国、地方公共団体、行政
 執行法人及び特定地方
 独立行政法人の場合は、
 「国、都道府県、市区町
 村」を選択して下さい。

2. 登録申請書の入力例

特定接種登録申請書	
厚生労働大臣 殿 ※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。	
申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分 - 未選択 -
	※ 事業者名
	※ 事業者名（ふりがな）
	※ 代表者氏名
	※ 代表者氏名（ふりがな）
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要
	※ 所在地（都道府県） - 未選択 -
	※ 所在地（市区町村） - 未選択 -
	※ 所在地（町名以下）
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要 FAX番号 半角数字でハイフン不要
※ E-mailアドレス test-tokutei@mhlw.go.jp	
備考1	
備考2	
次へ クリア	

申請書の入力に偽りがな
 いことをチェックして下さい。

所属機関に応じ、①国②都
 道府県③市区町村をリス
 トから選択してください。

所属機関名を入力してく
 ださい。

所属機関の代表者名を入
 力してください。

7桁の数字を入力し、検
 索ボタンを押すと、所
 在地が自動入力されま
 す。町名以下を入力く
 ださい。

市外局番から入力して下
 さい。
 ハイフン及び括弧は用い
 ないで
 ください。

E-mailアドレスは自動
 入力されているので、
 変更が必要な場合は
 半角英数字で入力す
 ること。

入力不要

事業の種類情報で、外
 部
 事業者の登録対象業
 務
 の従業者数を入力す
 る場
 合は、産業医を選任
 して
 いる旨及び業務継続
 計画

事業所と接種実施医療機関の登録		
リストのアップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。	
事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	
事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	
	備考	

複数の事業所及び事業の種類を入力する場合は、Excelに入力することで一括でアップロードが出来ます。

7桁の数字を入力し、検索ボタンを押すと、所在地が自動入力されます。町名以下を入力ください。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

入力不要

プルダウン形式です。リストから選択して下さい。

自動計算されるため入力出来ません。

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

接種実施医療機関情報	
※医療機関名	病院
※医療機関名(ふりがな)	びょういん
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916 検索
※所在地(都道府県)	東京都
※所在地(市区町村)	千代田区
※所在地(町名以下)	霞が関1丁目2-2
※電話番号 半角数字でハイフン不要	000000
FAX番号 半角数字でハイフン不要	
E-mailアドレス	
備考	

複数の事業の種類を登録する場合は追加登録できます。

市外局番から入力して下さい。ハイフン及び括弧は用いないで下さい。

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

[確認画面へ](#)

[クリア](#)

複数の事業所を登録する場合は、追加登録出来ます。

1. 特定接種管理システムにおける登録申請方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。
<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②【ログイン画面】にて[初めての方へ]ボタンをクリックします。

③【初めての方への】画面が表示されます。

- ④[E-mailアドレス]、[E-mailアドレス(確認)]を入力してください。
[送信]ボタンをクリックすると入力したE-mailアドレスに登録申請画面を表示するためのURL付きのメールを送信します。

特定接種管理システム

はじめての方へ

※E-mailアドレスを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。
※送信されるURLにアクセスして登録申請を行ってください。

E-mailアドレス

E-mailアドレス(確認用)

送信

クリック

アップロードするためのExcelシートは以下のURLからダウンロードができます。必要に応じてダウンロードしてください。
[tokuteisessyu01.xlsx](#)

入力項目	最大入力
E-mailアドレス	50文字

※送信ボタンをクリックすると、入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

- ⑤送信されたメールには、登録申請画面にアクセスできるURLと、複数の事業所情報を一括でアップロードするためのExcelシートをダウンロードするためのURLが送付されます。アップロード方法については、「特定接種登録申請書の入力に関する手引き」の4事業所情報をご参照ください。

- ⑥送信されたURLにアクセスすると登録申請画面が表示されますので、まず、申請者の設立主体を選択し、登録申請書(別添1を参照)に必要な事項を入力してください。

特定接種管理システム

はじめての方へ

申請者の設立主体を選択して下さい。
※「民間」を選択すると、民間事業者の申請画面に、「国、都道府県、市区町村」を選択すると、国、都道府県、市区町村の報告画面に移行します。

☒ 民間 ☐ 国、都道府県、市区町村

⑦同意事項をご確認いただき、チェックを入れてください。

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☒ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

⑧必要事項を入力したら、「確認画面へ」をクリックしてください。

接種実施
医療機関情報

※医療機関名	P
※医療機関名(ふりがな)	P
※郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916
※所在地(都道府県)	東京都
※所在地(市区町村)	千代田区
※所在地(町名以下)	霞ヶ関1丁目2番2号
※電話番号 半角数字でハイフン不要	1111111111
FAX番号 半角数字でハイフン不要	0000000000
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	

※他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

クリック

↓

⑨確認が完了したら、「送信」ボタンをクリックしてください。
なお、「送信」ボタンをクリックすると申請書を修正することが出来なくなりますのでご注意ください。

事業の種類情報

事業の種類	新型インフルエンザ等医療型
事業の種類(細目1)	
事業の種類(細目2)	
登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	9
うち申請事業者の登録対象業務の従業員数	5
うち外部事業者の登録対象業務の従業員数	4
備考	*****

接種実施
医療機関情報

医療機関名	いんふる
医療機関名(ふりがな)	いんふる
郵便番号	1008916
所在地(都道府県)	東京都
所在地(市区町村)	
所在地(町名以下)	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
備考	*****

※送信ボタンをクリックすると、④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

送信

クリック

↑

⑨登録申請が完了すると、登録申請の申請者情報で入力したE-mailアドレスに、登録申請完了のお知らせと、ログインID及びパスワードが付与されます。なお、ログインIDは④で入力したE-mailアドレスになります。

件名： 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

登録申請が完了しました。
ログインIDとパスワードは以下になります。

ログインID: ○○○○@○○○○
パスワード: ○○○○○○○○○○

※申請内容の確認や疑義照会時の修正等で、ログインする場合は、
2. 特定接種管理システムのログイン方法を参照してください。

2. 特定接種管理システムのログイン方法

①下記のリンクにアクセスすると本システムの【ログイン画面】が表示されます。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

②[ログインID]および[パスワード]に、登録申請完了時に通知した
[ログインID]と[パスワード]を入力してください。

[ログイン]ボタンをクリックすると、本システムにログインすることができます。

入力項目	最大入力	登録内容
ログインID	50文字	IDを入力して下さい。
パスワード	32文字	パスワードを入力して下さい。

③ログインすると、申請内容の確認や疑義照会時の申請書の修正ができます。
なお、申請書の修正は疑義照会時にしか出来ません。

3. パスワードを変更する。

①【ログイン画面】にて[パスワード変更]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ **パスワードの変更** パスワードを忘れた

クリック

②【パスワード変更画面】が表示されます。

特定接種管理システム

ログインID

既存パスワード

新しいパスワード

新しいパスワード(確認)

取消 変更

③[ログインID]、[パスワード]、[新しいパスワード]、[新しいパスワード(確認)]を入力します。

The diagram shows a form with four input fields: ログインID, 既存パスワード, 新しいパスワード, and 新しいパスワード(確認). Each field is highlighted with a red border. To the right, four callout boxes with orange dashed borders point to each field: ログインIDを入力, パスワードを入力, 新しいパスワードを入力, and 新しいパスワード. Below the fields are two buttons: 取消 and 変更.

入力項目	最大入力文字数	入力内容
ログインID	50文字	IDを入力してください。
パスワード	32文字	既存のパスワードを入力してください。
新しいパスワード	32文字	8文字以上の半角英字と半角数字を組み合わせ入力してください。 大文字と小文字は区別されません。
新しいパスワード(確認)	32文字	新パスワードと同じ内容を入力してください

④すべての入力完了したら、[変更]ボタンをクリックします。
[変更]ボタンをクリックすると、入力した新しいパスワードに変更され、「パスワードの変更」メールが送信されます。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[変更]ボタンをクリックしてください。

The screenshot shows the '特定接種管理システム' interface. At the top is a title bar '特定接種管理システム'. Below it is a sub-header 'パスワードの変更' with a '閉じる' button. The main area contains the same four input fields as the diagram: ログインID, パスワード, 新しいパスワード, and 新しいパスワード(確認). Below these are '取消' and '変更' buttons. A red box highlights the '変更' button, with an orange arrow pointing to it from a callout box labeled 'クリック'. A red-bordered box at the bottom right contains the text: ※変更ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

4. パスワードを再発行する。

ログインIDやパスワードを忘れた場合は、パスワードの再発行を行ってください。

①【ログイン画面】にて[パスワードを忘れた]ボタンをクリックします。

特定接種管理システム

ログインID

パスワード

ログイン クリア

初めての方へ パスワードの変更 **パスワードを忘れた**

クリック

②【パスワードを忘れた画面】が表示されます。

③[E-mailアドレス]及び[電話番号]を入力します。

パスワードを忘れた場合は、以下に登録E-mailアドレスおよび電話番号を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。登録E-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mailアドレス

電話番号

送信 クリア

E-mailアドレスを入力

電話番号を入力

入力項目	最大入力 文字数	入力内容
E-mailアドレス	50文字	申請時に「申請者情報」で入力したE-mailアドレスを入力してください。
電話番号	20文字	申請時に「申請者情報」で入力した電話番号を入力してください。

④E-mailアドレスと電話番号を入力したら[送信]ボタンをクリックします。
[送信]ボタンをクリックすると、当該E-mailアドレスにログインID及び新しいパスワードを送信します。入力に誤りがある場合、エラーメッセージが表示されるので、修正後に再度[送信]ボタンをクリックしてください。

特定接種管理システム

パスワードを忘れた 閉じる

パスワードを忘れた

パスワードを忘れた場合は、以下の項目を入力し「送信」ボタンをクリックしてください。
申請時に入力したE-mailアドレスに新しいパスワードを送信します。

E-mail アドレス:

電話番号:

クリア 送信

クリック

※送信ボタンをクリックすると、1④で入力したE-mailアドレスにメールが送信されます。

⑤申請者情報で入力したE-mailアドレスに新しいパスワードが送信されます。

件名: 特定接種管理システムから次の案件が届いています。

パスワードを再発行しました。
ログインID及び新しいパスワードは以下になります。

ログインID : ○○○○○○
パスワード: ○○○○○○